

京都市交流促進・まちづくりプラザ条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和2年8月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第36号

京都市交流促進・まちづくりプラザ条例の施行期日を定める規則

京都市交流促進・まちづくりプラザ条例の施行期日は、令和2年9月11日とする。

(都市計画局まち再生・創造推進室)